

## 平成26年一級建築士試験「設計製図の試験」（沖縄県会場）合格基準等について

## 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成27年1月11日に実施した試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 空間構成           <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物の配置計画</li> <li>②ゾーニング・動線計画</li> <li>③要求室等の計画</li> <li>④建築物の立体構成等</li> </ul> </li> <li>(2) 意匠・建築計画           <ul style="list-style-type: none"> <li>①要求室の機能性・快適性等</li> <li>②図面表現等</li> </ul> </li> <li>(3) 構造計画           <ul style="list-style-type: none"> <li>①構造種別、架構形式及びスパン割り等の計画</li> <li>②梁伏図及び部材の断面寸法等</li> </ul> </li> <li>(4) 設備計画           <ul style="list-style-type: none"> <li>①浴室の給湯設備における熱源機器の計画</li> <li>②フードコートの省エネルギー計画</li> </ul> </li> <li>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」</li> <li>②地上2階建てでないもの</li> <li>③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）</li> <li>④「建築面積が1,225m<sup>2</sup>以下でないもの」又は「床面積の合計が1,800m<sup>2</sup>以上、2,200m<sup>2</sup>以下でないもの」</li> <li>⑤次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>休憩・情報スペース、休憩・情報部門の各便所、物販店舗(A)、物販店舗(B)、仕分け室、フードコート、フードコート厨房、浴室、休憩室、エントランスホール、事務室、設備スペース、エレベーター</li> </ul> </li> <li>⑥その他設計条件を著しく逸脱しているもの</li> </ul> </li> </ul>
採点結果の区分 (成績)	<p>○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。</p> <p>ランクI：「知識及び技能」*を有するもの</p> <p>ランクII：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクIII：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクIV：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクI：32.7%、ランクII：37.7%、ランクIII：24.5%、ランクIV：5.1%</p>
合格基準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

## 2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。